

遠軽町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

(目的)

第1 このガイドラインは、町内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、地域との共生及び近隣住民等の安全や周辺環境に配慮するとともに、町及び近隣住民等に対して事業計画内容を明らかにすることなどについて必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備及びその附属設備をいい、出力10kW以上の太陽光発電施設をいう。ただし、設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く。
- (2) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (3) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 近隣住民 事業区域の近隣の土地若しくは家屋の所有者、居住者又は事業区域に関係する自治会等の代表者をいう。

(対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、町内全域とする。

(法令に基づく手続き等)

第4 設置者は、太陽光発電施設を設置する場合、関係法令を遵守し、当該発電施設の規模に関わらず、町の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 設置者は、事業区域の全部又は一部が別表1に掲げる立地に慎重な検討を要するエリアに該当する場合は、当該計画が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(住民説明会等の実施)

第5 設置者は、太陽光発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点で、近隣住民に対して、説明会を実施し事業内容を周知するとともに地域との共生及び住民理解を得るよう努めるものとする。ただし、近隣住民が少ないなどの場合は戸別訪問等により周知することができる。

2 設置者は、説明会又は個別訪問等（以下「説明会等」という。）において、近隣住民から出された要望及び意見に対しては、誠意をもって対応するものとする。

3 設置者は、前2項の規定による近隣住民に対する説明会等の概要及び近隣住民から出

された要望及び意見について、住民説明会等概要報告書（様式第1号）を作成し、町長に報告するものとする。

4 設置者は、前項の報告後に、更に説明会等の開催の必要が生じた場合は、再度説明会等を開催し、地域との共生及び住民理解を得るように努め、説明会等を開催した場合は、前項の規定に準じて報告するものとする。

（太陽光発電施設に係る届出等）

第6 設置者は、太陽光発電施設の工事に着手する60日前までに、遠軽町太陽光発電施設設計画届出書（様式第2号）に事業区域の位置図等を添付し、町長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出を行った設置者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、14日以内に遠軽町太陽光発電施設設置工事完了届出書（様式第3号）を町長に届け出るものとする。

3 第1項の規定による届出を行った設置者は、届出対象太陽光発電施設の計画又は事業等を変更又は廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、遠軽町太陽光発電施設変更・廃止届出書（様式第4号）を町長に届け出るものとする。

4 第1項の規定による届出を行った設置者は、事業を他の事業者に承継しようとするときは、承継する日の30日前までに、遠軽町太陽光発電施設事業承継届出書（様式第5号）を町長に届け出るものとする。

（遵守事項）

第7 設置者は、太陽光発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 近隣住民と十分に話し合い、地域住民の声に最大限配慮するなど、地域との共生を第一に取り組むこと。
- (2) 地域との共生が図られる以前に用地取得を進めないこと。
- (3) 太陽光発電施設の構造は、各種技術基準に適合すること。
- (4) 雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害等防止対策を講じること。
- (5) 既存の地形や樹木等を生かしながら、生態系及び周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- (6) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- (7) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないように十分配慮すること。
- (8) 住宅地に近接する場所に太陽光発電施設を設置する場合は、圧迫感、景観、騒音、振動、熱風、反射光、電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽等の遮蔽等により近隣住民の良好な生活環境を害することのないよう、必要な措置を講じること。
- (9) 法令上問題がない地域でも、災害発生のリスク、良好な景観の阻害又は自然・生活環境への影響が懸念される場合などについては、関係者と十分に協議し、近隣住

民及び周辺環境に十分に配慮すること。

- (10) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (11) 施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに施設の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理に必要な費用を積み立てること。
- (12) 施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により、法令、ガイドライン等に基づいて撤去等適正に処理すること。

(報告)

第8 町長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めるものとする。

(補足)

第9 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

2 このガイドラインは、社会情勢の変化等により、必要に応じて隨時見直しを行うこととする。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和8年4月1日から施行し、同日以降に工事に着手する発電施設から適用する。
- 2 ガイドラインの施行の日から、令和8年5月29日までに工事に着手する太陽光発電施設における第6第1項の「太陽光発電施設の工事に着手する日の60日前までに」及び令和8年4月30日までに変更又は廃止する太陽光発電施設における第6第3項の「変更又は廃止する日の30日前までに」とあるのは、「このガイドラインの施行の日以降速やかに」とする。
- 3 このガイドラインの施行日において現に工事に着手している発電施設の設置者は、第7に掲げる事項の遵守に努めることとし、第6第1項の規定は適用しない。ただし、工事に着手している太陽光発電施設に係る説明会を開催した場合は、住民説明会等概要報告書（様式第1号）を作成し、町長に報告するものとする。

別表1 立地に慎重な検討を要するエリア

No.	区域
1	地すべり防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
2	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
4	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第28条第1項の鳥獣保護区
5	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域
6	森林法（昭和26年法律第249号）第25条の保安林
7	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域
8	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項の埋蔵文化財を包蔵する土地